

鳥取県公報

平成17年9月2日(金) 号外第133号

每週火:金曜日発行

次 目

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例 (65) (警察本部会計課)1

------公布された条例のあらまし------

鳥取県警察手数料条例の一部改正について

- 1 条例の改正理由
 - 警備業法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。
- 2 条例の概要
 - (1) 警備業の認定に関する認定証の再交付に対する手数料等に係る根拠条項を改める。
 - (2) 施行期日は、平成17年11月21日 (警備業法の一部を改正する法律の施行の日) とする。

例

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年9月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第65号

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例 (平成12年鳥取県条例第38号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号	第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号
に定める額の手数料を徴収する。	に定める額の手数料を徴収する。
(1)~(50) 略	(1)~(50) 略
(51) 警備業法 <u>第5条第5項</u> の規定に基づく認定証	(51) 警備業法 <u>第4条の2第5項</u> の規定に基づく認

の再交付 1件につき2,100円

- (52) 警備業法<u>第7条第1項</u>の規定に基づく認定証 の有効期間の更新 1件につき23,000円
- (53) 警備業法<u>第11条第3項</u>の規定に基づく認定証 の書換え 1件につき2,200円
- (54) 略
- (55) 警備業法<u>第22条第2項</u>の規定に基づく警備員 指導教育責任者資格者証の交付 1件につき9,800 円
- (56)~(58) 略
- (59) 警備業法<u>第42条第2項</u>の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の交付 1件につき9,800円
- (60) 警備業法第42条第2項第1号の規定に基づく機械警備業務管理者講習の実施 1件につき38,000円

(60の2)~(68) 略

2 略

定証の再交付 1件につき2,100円

- (52) 警備業法<u>第4条の4第1項</u>の規定に基づく認 定証の有効期間の更新 1件につき23,000円
- (53) 警備業法<u>第6条第3項</u>の規定に基づく認定証 の書換え 1件につき2,200円
- (54) 略
- (55) 警備業法<u>第11条の3第2項</u>の規定に基づく警員指導教育責任者資格者証の交付 1件につき 9,800円
- (56)~(58) 略
- (59) 警備業法<u>第11条の6第2項</u>の規定に基づく機 械警備業務管理者資格者証の交付 1件につき 9,800円
- (60) 警備業法<u>第11条の6第2項第1号</u>の規定に基づく機械警備業務管理者講習の実施 1件につき 38,000円

(60の2)~(68) 略

2 略

附 則

この条例は、平成17年11月21日から施行する。